

日本国憲法を守り「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

安倍内閣が今国会で成立させようとしている「安全保障関連法案」は、衆議院を強行採決で通過させ、参議院審議が行われている。同法案は、我が国が他国から武力攻撃を受けていないにもかかわらず、集団的自衛権を発動し、自衛隊が米軍の軍事行動に参加し、武力行使を可能にする法案である。イラク特措法などでは禁じられていた弾薬の提供や、戦場での後方支援を可能としており、文字どおり自衛隊を米国と一体となって戦争に参加させるものである。

戦後、日本政府の憲法第9条解釈の根本は、一貫して「日本に対する武力攻撃がないもとの武力攻撃は許されない」、「集団的自衛権は憲法上行使できない」というものである。ところが、昨年7月、歴代の政府見解を一内閣の閣議決定によって変更した。このことは、憲法によって国家権力を規制し、これにより主権者たる国民の権利を守ろうとする立憲主義をじゅうりんするものであり、到底許されるものではない。

だからこそ、6月4日に行われた衆議院憲法審査会では自民党推薦者を含む3人の憲法学者が全員、集団的自衛権行使を可能にするこの法案を「憲法違反」と断じた。全国世論調査でも、法案が「憲法に違反していると思う」と答えたのは過半数の56.6%となっており、今国会成立に68.2%が反対、法案そのものに反対は61.5%となっている。また、県内の世論調査では今国会での成立を図る安倍首相の方針に対して73.2%が反対している。

この法案が成立すると、全国の米軍専用施設の74%が集中している沖縄は出撃拠点となるだけでなく、米国と戦う相手国から敵国とみなされ武力攻撃の対象となってしまう、また戦争に巻き込まれるのではないかと不安が広がっている。住民の4人に1人が犠牲となった苛烈な地上戦を体験した沖縄県民は、平和な社会を切実に求めており、再び戦争に加担するための法案は断じて許されるものではない。

よって、沖縄県議会は平和を希求し、県民の生命と財産を守る立場から、「安全保障関連法案」の廃案を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年8月31日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛て	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
内	閣	官	房	長			官
外	務			大			臣
防	衛			大			臣
沖縄及び北方対策担当大臣							